

埼玉県がん検診サポーター運営要領

(溶け込み)

(目的)

第1条 がん検診の受診勧奨を行う、がん検診サポーターを養成し、がんの早期発見・早期治療を進めることを目的とする。

(がん検診サポーター)

第2条 **がん検診**サポーターは、がんに関する正しい知識を持ち、がん検診の重要性を理解した上で、自らががん検診を受診するとともに、**県民等**にがん検診の受診を勧める。

2 **がん検診**サポーターは、県又は市町村が実施する**がん検診**サポーター養成研修(以下「養成研修」という。)を受講した者とする。

(養成研修)

第3条 養成研修の実施主体は、県又は市町村とする。

2 養成研修は、他の目的で開催する会議、研修等の一部として実施することを妨げない。

また、研修の実施方法については、WEBを利用したオンラインによる養成研修を受講した場合も当該養成研修を修了したものとする。

3 県又は市町村が実施する養成研修は、別に掲げるカリキュラム(教材は県が提供)に沿った内容を基本とする。

なお、教材については実施主体が独自のリーフレット等を活用してもよいものとする。

4 市町村が実施する養成研修に当たっては、次の各号の定めるところにより県に届け出るものとする。

(1) 市町村が養成研修を実施する場合には、事前に県に実施計画書(様式1)を提出するものとする。

(2) 市町村が養成研修を実施した場合には、養成研修実施後、速やかに県に実施報告書(様式2)を提出するものとする。

5 県又は市町村は、養成研修の受講者に対して個人情報保護の重要性について周知徹底することとする。

(認定手帳)

第4条 **がん検診**サポーターのうち、**希望者**には、養成研修を受講した証として、「埼玉県がん検診サポーター認定手帳」(以下「認定手帳」という。)を交付するものとする。

2 市町村が養成研修を実施する場合は、県が必要部数を市町村に送付し、市町村を通じて**がん検診**サポーターに交付するものとする。

3 認定手帳の必要部数は、第3条第4項第1号に記載された養成研修受講予定者数とする。

4 市町村は、養成研修終了後、第3条第4項第2号により、**県に報告する**。

(活動)

第5条 **がん検診**サポーターの活動は、**がんに関する正しい知識を持ち、がん検診の重要性を理解した上で、自らがん検診を受診するとともに、県民等に対して、がん検診の受診の有用性や重要性に係る普及啓発や検診受診勧奨**(以下「活動」という。)を行うものとする。

(任期)

第6条 **がん検診**サポーターには任期は定めないものとする。

(守秘義務)

第7条 **がん検診**サポーターは、活動に際して知ることのできた県民の個人情報などの秘密を漏らしてはならない。

(営利目的への利用の禁止)

第8条 **がん検診**サポーターは、サポーターであることを営利目的に利用してはならない。

(協議)

第9条 この要綱に定めのない事項については、県と市町村とで協議するものとする。

附則 この要領は、平成24年6月15日から施行する。

附則 この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別掲<研修カリキュラム>

研 修 内 容	ね ら い
がんとは？	がんに関する基礎的な知識の習得する
がんは細胞の病気	
がんはどこにできやすい？	
がんは予防できる	がんの予防方法や、がん治療について理解を深める
がんは治る病気に	
がん検診で早期発見	がん検診及びがん検診の受診方法について理解を深める
がん検診を受けるには？	
サポーターの皆様をお願いしたいこと	がん検診サポーターの役割を理解する

様式1

令和 年 月 日

埼玉県保健医療部疾病対策課長 宛

市町村名

埼玉県がん検診サポーター養成研修実施計画書

下記のとおり、埼玉県がん検診サポーター養成研修を開催しますので、要領第3条第4項第1号の規定により届け出ます。

記

1 日 時 令和 年 月 日 時から
(研修時間： 分間)

2 開催場所

3 対象者及び受講予定者数

担 当：
電 話：
電子メール：

埼玉県保健医療部疾病対策課長 宛

市町村名

埼玉県がん検診サポーター養成研修実施報告書

下記のとおり、埼玉県がん検診サポーター養成研修を開催しましたので、要領第3条第4項第2号の規定により届け出ます。

記

1 日 時 令和 年 月 日 時から
(研修時間： 分間)

2 開催場所

3 対象者及び受講者数

担 当：
電 話：
電子メール：